

平成30年5月30日
大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、株式会社田中工業（法人番号 4030001069425）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 井上 泰行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社田中工業	4030001069425	埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼447

2 指名停止措置期間

平成30年5月30日～平成30年6月29日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

上記事業者及び前代表取締役は、取引先に依頼して虚偽の請求書を作成させ、架空の外注費を計上する手口で法人税を脱税したとして、平成30年4月20日、法人税法違反の罪でさいたま地方検察庁に起訴された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内